二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ノ台一六六四の四（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び足利市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年四月十九日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　栃木県足利市松田町字長石三四〇三の二（次の図に示す部分に限る。）、字原畑三四五〇の二、三四五六の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年四月十九日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市山城町茂地字下茂地二五、四三の一、四四から四六まで、五四、字中山一七九の三、二三一、二四七、二五〇、二五一、字茂地一二四、一四五、一四六、一四八、一五四、一六〇から一六二まで、一六四、一六七から一六九まで、一七三、一七四の一、一七四の二、一七八の三、山城町上名字イデクチ一二五六、字ヲカ一九九〇の一、一九九二の一、二〇一〇の一、二〇一〇の二、字岡ノハナ二〇六五、字カヤノウ子一九七二、一九七四、一九七六の二、字サコ一九五一の一、一九五一の二、字ホゼンジョウ一二五四の一、字森ノ前二〇五六から二〇五八まで、二〇五九の一、二〇六〇、池田町中西カシノウチ一六〇八から一六一〇まで、北山二〇六四から二〇六七まで、二〇七一、二一〇四の一、二一〇四の二、サキヤマタ一六四九、一六五〇、一六五一の一、一六五一の二、シバツク一六三〇の一、一六三〇の二、西祖谷山村今久保二六八、二六九、二七二、三〇七、三〇九から三一一まで、西祖谷山村中尾五七の一、五七の二、井川町井坪三二二五、三二三一、三二三二、三二三三、井川町黒松九二一、一〇八四の三、一〇八五の二、一〇八六、井川町駒倉一一四〇の一、一一四〇の二、一一四三の一、一一四四、井川町里川三二五の一、三二六の一、三二六の二、三二七の二、三二七の三、三六二の二、三六二の四、三六五の一から三六五の三まで、三六七の一から三六七の三まで、井川町高畠四五四二の一、四五四三の一、井川町前田一〇八八、一〇九〇、一一〇九、一一一〇
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字下茂地二五、四三の一、四四から四六まで、五四、字中山一七九の三、二三一、二四七、二五〇、二五一、字茂地一二四、一四五、一四六、一四八、一五四、一六〇から一六二まで、一六四、一六七から一六九まで、一七三、一七四の一、一七四の二、一七八の三、字イデクチ一二五六、字ヲカ一九九〇の一、一九九二の一、一九九四、二〇一〇の一、二〇一〇の二、字岡ノハナ二〇六五、字カヤノウ子一九七二、一九七四、一九七六の二、字サコ一九五一の一、一九五一の二、一九五二の二、一九五五、一九五七の一、一九五七の二、一九五八、字トミオカ一九一二、字ホゼンジョウ一二五四の一、字森ノ前二〇五六から二〇六七まで、二〇七一、二一〇四の一、二一〇四の二、サキヤマタ一六四九、一六五〇、一六五一の一、一六五一の二、シバツク一六三〇の一、一六三〇の二、西祖谷山村今久保二六八、二六九、二七二、三〇七、三〇九から三一一まで、西祖谷山村中尾五七の一、五七の二、井川町井坪三二二五、三二三一、三二三二、三二三三、井川町黒松九二一、一〇八四の三、一〇八五の二、一〇八六、井川町駒倉一一四〇の一、一一四〇の二、一一四三の一、一一四四、井川町里川三二五の一・三二六の一・三二七の二・三六二の二・三六二の四・三六五の一から三六五の三まで・三六七の一から三六七の三まで（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、井川町高畠四五四二の一、四五四三の一、井川町前田一〇八八、一〇九〇、一一〇九、一一一〇
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年四月十九日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市山城町上名字カミクワジリキ九五九の七、九五九の一七、九五九の二八、東祖谷営生五五九の一、五五九の二、五六〇の二、五六三の一から五六三の三まで
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百七十二号

屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第十五条第二項の規定に基づき、同法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関である社団法人全日本屋外広告業団体連合会から名称を変更する届出があったので、同法第十五条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
平成二十四年四月十九日
国土交通大臣　前田　武志
一　名称の変更

変更前	社団法人全日本屋外広告業団体連合会
変更後	一般社団法人日本屋外広告業団体連合会

二　変更する年月日　平成二十四年四月一日